

# 第2部 いざという時のために「知って安心」

## 第1 相続 ～相続登記はしないといけないの？～



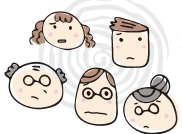
土地や建物を所有していた方が亡くなって相続が発生した場合、「**相続による所有権の移転の登記**」を**法務局**に申請することになります。

相続登記が義務化される法律が**令和6年4月1日**に施行されます。この新しい法律では登記を怠ると**10万円以下の過料**が科されることになっています。

なにより申請をせずに放っておくと新たな相続が発生し、**相続登記の手続がますます難しく**なってしまいます。

### 相続登記をしないと…

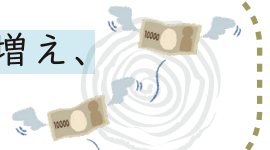
！**手続がどんどん複雑になります**



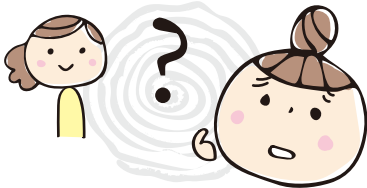
相続人がどんどん増えて、**話合いがうまく進まない。**



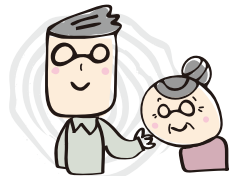
書類収集の手間が増え、**費用が高くなる。**



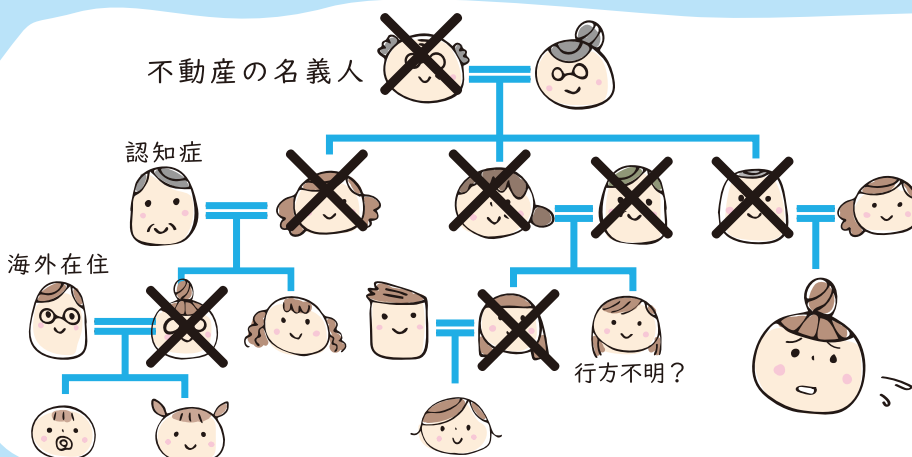
相続人の中に**面識がない人が現れ、協議に時間がかかる。**



相続人の中に**認知症になるなど判断能力が低下した人がいると、家庭裁判所に成年後見人の選任申立てが、**



**所在不明の人がいると、不在者財産管理人の選任申立てが必要になるケースが生じる。**



面識がない人、**連絡の取れない人が現れ話合いができない。**  
どうしよう…

時間がたつほど、**相続人が増えて手続が難しく…!**

相続が発生したら、**早めに相続人で話合い（遺産分割協議）を行って、話合いの結果を相続登記に反映することが重要です。**

**新しい法律では相続登記を怠っていると過料が科される  
こととなります**

一定の期間内に登記をしなければ10万円以下の過料が科される  
こととなります。

※細かなルールがありますので、詳細はお近くの司法書士へお尋ねください。

**相続登記をしないと起きること**

亡くなった方の  
名義のままでは、  
相続した不動産を売却できない

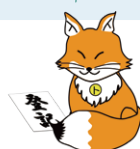


空き家問題に！



**相続登記に必要な書類は？**

		必要書類	取得先
被相続人 (亡くなった方) の		出生から亡くなるまでの 戸除籍謄本 ※「法定相続情報証明」を提出 すれば、戸除籍謄本は不要 (15 ページ参照)	被相続人の本籍地の 市区町村役場
		住民票の除票の写し	被相続人の最後の 住所地の市区町村役場
相続人全員の		現在の戸籍謄抄本 (戸籍記録事項証明書)	各相続人の本籍地の 市区町村役場
		住民票の写し (本籍地の記載のあるもの)	各相続人の住所地の 市区町村役場
遺産分割した場合 (相続人全員で 話し合いをする場合)		相続人の印鑑証明書	各相続人の住所地の 市区町村役場
		遺産分割協議書	—
遺言書が ある場合	公正証書 遺言書	公正証書遺言書の正本または謄本	公証役場
	自筆証書 遺言書	(自宅で保管していた場合) 自筆証書遺言書及び 家庭裁判所の検認証明書	家庭裁判所
		(法務局に預けた場合) 遺言書情報証明書 ※「自筆証書遺言書保管制度」を 利用した場合 (20 ページ参照)	法務局



必要書類の詳細は法務局HPから



## 第2 法定相続情報証明 ～相続手続きが簡単に!!～

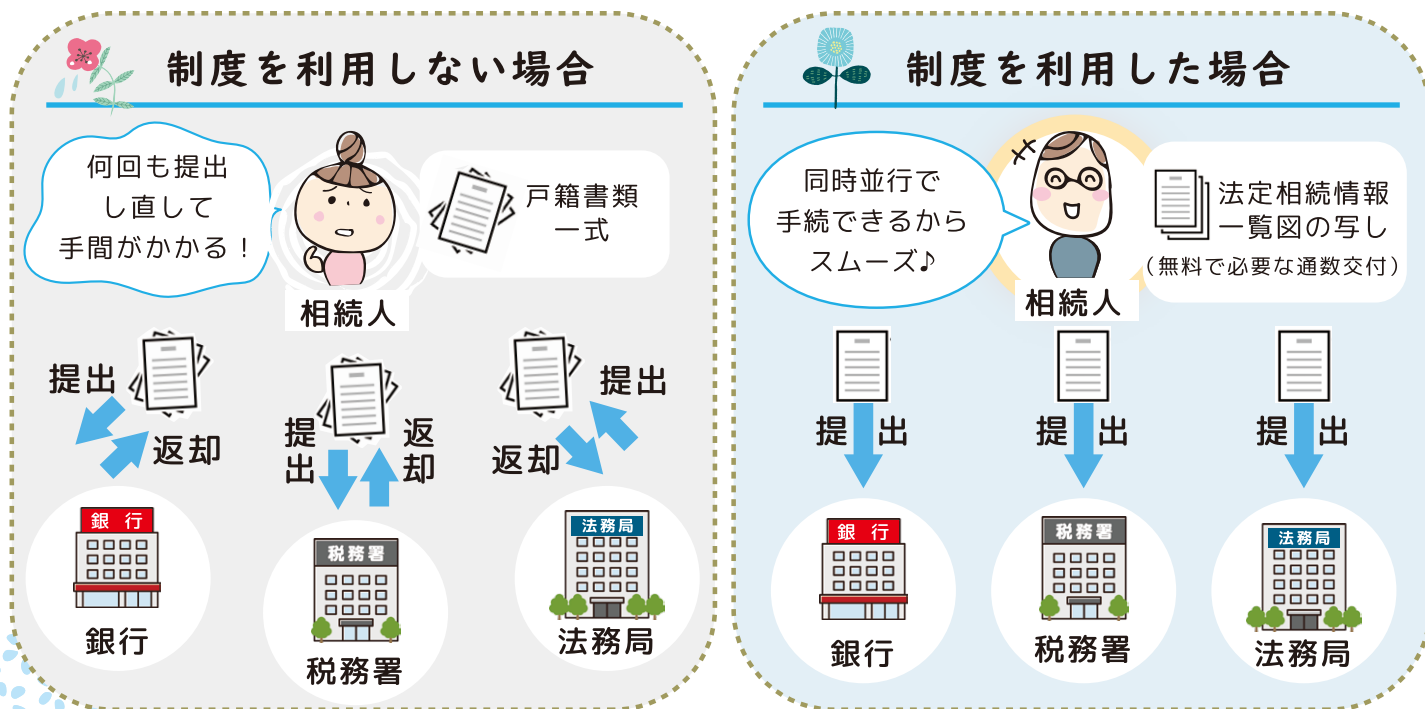


### 法定相続情報証明制度とは？

法定相続情報証明制度とは、相続人が法務局（登記所）に戸除籍謄本などの必要書類を提出し、登記官が内容を確認した上で、法定相続人が誰であるのかを一覧にして証明する制度です。相続登記の手続（※）の際に、法定相続情報一覧図の写しを提出すれば、戸除籍謄本などの束の提出が不要になります。

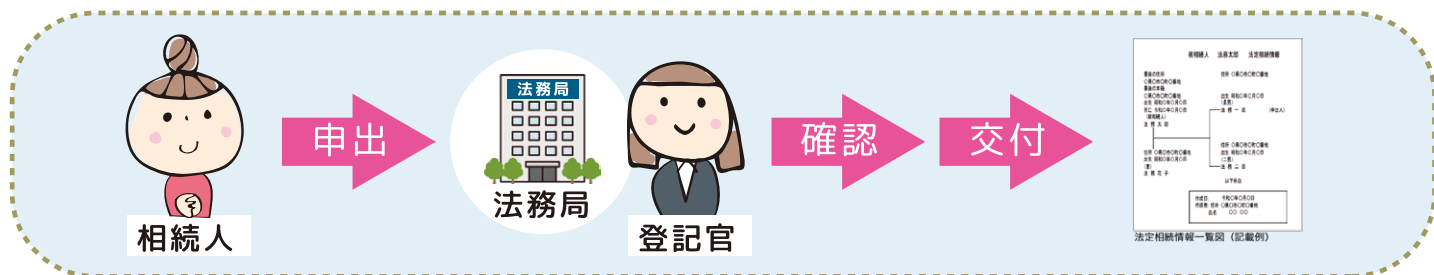
### 制度の利用で相続手続きが簡単に！

法定相続情報一覧図の写しは、必要な通数の交付を受けることができるため、各種相続手続きをするに当たって、従来のように、戸除籍謄本などの束を繰り返し提出することなく、複数の提出先に同時並行で手続きすることができます。



※相続登記のほか、預貯金の払戻し、相続税の申告、年金手続にも利用いただけます。

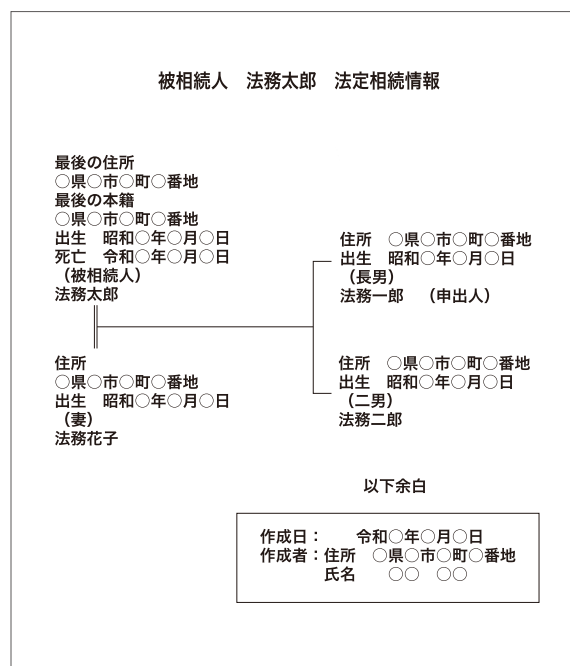
## 無料で利用できます！法定相続情報証明制度



相続人が法務局に、以下の必要書類（※）を申出書に添付して申出します。登記官が内容を確認後、法定相続情報一覧図（法定相続人が誰であるのかを一覧にしたもの）に認証文を付した写しを無料で必要通数交付します。

法定相続情報一覧図の保管期間中（5年間）は、再交付を受けることができます。

	必要書類	取得先
被相続人の	出生から亡くなるまでの戸除籍謄本（戸除籍記録事項証明書）	被相続人の本籍地の市区町村役場
	住民票の除票の写し	被相続人の最後の住所地の市区町村役場
相続人全員の	現在の戸籍謄抄本（戸籍記録事項証明書）	各相続人の本籍地の市区町村役場
申出人の	氏名・住所を確認することができる公的書類	—
	法定相続情報一覧図（右図）	—



法定相続情報一覧図（記載例）

※別途必要書類がある場合があります。

申出などでご不明の点は、お近くの司法書士へご相談ください！



お近くの司法書士会一覧はこちら

